

物価高騰に対する給付金・補助金

世帯向け

エネルギー・食料品価格等物価高騰対策支援給付金



物価高騰により家計に厳しい影響が生じている世帯に対して、給付金を支給します。

支給額／1世帯当たり3万円 **支給時期・方法**／市が確認書などを受理した日からおおむね4週間程度で指定口座に振り込み

対 令和5年5月1日(基準日)時点で調布市に住民登録があり、次の①②③いずれかに該当する世帯※①②③1回のみ支給(重複受給不可)

①世帯全員が令和4年度住民税均等割非課税世帯、均等割のみの課税世帯

用 5月31日(日)に給付金支給要件確認書を送付。支給要件や振込口座を確認のうえ、確認書と必要書類を返信用封筒で返送

②令和5年度住民税均等割非課税世帯、均等割のみの課税世帯

用 ①を除く対象の世帯に、7月中旬に給付金支給要件確認書を送付

③家計急変世帯

用 ①②以外の世帯のうち、予期せず売上の減少や雇止めなどにより令和5年1月以降の家計が急変し、世帯員全員のそれぞれの収入見込額が、均等割のみの課税水準以下に該当する世帯が対象。6月中旬から申請書の配布・受付を開始予定

①～③共に

用 世帯全員が、住民税が課税されている親族などの扶養を受けている場合は対象外 **確認書・申請書の提出期限**／9月29日(金)(必着)

用 物価高騰対策支援給付金コールセンター ☎0120-120-325 (平日午前9時～午後5時)

事業者向け

調布市市内事業者物価高騰支援事業費補助金



市内事業者に対し、燃料費、電気料金、ガス料金の一部を補助します。

対象期間／令和4年12月～令和5年2月

申請期間／令和5年6月1日(日)～8月31日(日)

対 以下の全てに該当する事業者

①市内に事務所または事業所を有する事業者(法人または個人事業主)

②令和4年12月～令和5年2月に事業用途として燃料、電気、ガスを使用

③申請時点で事業を営んでおり、今後も事業継続の意思がある

対象経費／令和4年12月～令和5年2月に事業用途として使用した燃料費、電気料金、ガス料金を合算した金額の2倍(半年分としてみなすため)

補助金額／対象経費の20%(1000円未満の端数がある場合は切り捨て)または補助上限額のいずれか低い額

補助上限額／法人:30万円 個人事業主:10万円

用 電子申請または郵送で〒182-0026小島町2-36-21調布市市内事業者物価高騰支援事業費補助金事務局

用 詳細は事業専用 ☎参照

用 調布市市内事業者物価高騰支援事業費補助金事務局専用ダイヤル

☎444-8133

調布市商工会 ☎485-2214



事業専用HP

(産業振興課)

子育て世帯向け

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金



国は、物価高騰の影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、給付金を支給します。市では国の給付金の対象を拡大し、独自に給付金を支給します。

●ひとり親世帯分(国給付金)

対 以下の要件のいずれかに該当する方

①令和5年3月分の児童扶養手当が支給された

②公的年金等を受給していることで令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない

③食費などの物価高騰の影響で家計が急変し、収入が児童扶養手当の受給者と同水準となっている

※①は申請不要。支給開始は5月下旬予定。詳細は、通知を要確認

※②③は要申請。申請書類は6月中旬に市 ☎でお知らせ

●ひとり親世帯以外分(国給付金)

対 以下の①②のいずれかに該当する方

①令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)を受給している

②以下の養育要件のいずれかと所得要件のいずれかの両方を満たす

養育要件／①令和5年4月分から令和6年3月分のいずれかの児童手当または特別児童扶養手当を受給する②③以外で平成17年4月2日～令和6年2月29日

生まれの児童を養育している

所得要件／①令和5年度分の市民税均等割が非課税②食費などの物価高騰の影響により、家計が急変し、収入が令和5年度分の市民税均等割が非課税の方と同様の事情にあると認められる

※①は申請不要。支給開始は5月下旬予定。詳細は、通知を要確認

※②に該当する方のうち、**養育要件**の①と**所得要件**の②ともに該当する方には、順次お知らせをお送りし、6月から支給予定。それ以外の方は申請が必要。申請方法などは、後日市 ☎でお知らせ

用 離婚した方、離婚協議中で配偶者と別居中の方、DV避難中の方は、ご自身で給付を受けられる場合があります。詳細は要問い合わせ

●市独自拡充分(市給付金)

対 国給付金を受給していない方で、以下に該当する方

①令和5年4月～令和6年3月分の児童育成手当が支給された

②令和5年度の就学援助が認定された

③18歳までの子育て世帯で生活保護を受給している

※申請不要。支給開始は7月下旬予定。対象者には通知予定

支給額／児童1人につき5万円

用 子ども家庭課 ☎481-7093

パブリック・コメント

調布市都市計画マスタープラン・立地適正化計画(素案)

意見の提出(案の公開)期間／5月31日(日)～6日29日(日) **案の公開場所**／意見の提出先、公文書資料室(市役所4階)、神代出張所、文化会館たづくり11階みんなの広場、市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階)、各図書館・公民館・地域福祉センター、教育会館(1階)、市 ☎ **意見の提出方法**／直接(平日のみ)、または郵送・FAX・Eメール・インターネット専用フォームに、住所、氏名、意見を明記し、期限までに問い合わせ先に提出※各公共施設の意見提出箱にも提出可。各公共施設の開館状況は市 ☎参照、または要問い合わせ

意見の提出先・〒182-8511市役所都市計画課(市役所7階) ☎481-7453・E: tikubetu@city.chofu.lg.jp **提出意見と市の考え方の公表**／9月頃に市 ☎などで

お知らせ

●説明会

用 ①5月31日(日)午後6時30分～8時②6月3日(日)午後2時～3時30分(いずれも開始15分前から受け付け) **用** ①グリーンホール小ホール②教育会館3階研修室 **用** 各回申し込み順50人

用 開催前日までに、電話またはEメールに住所、氏名、電話番号を明記し都市計画課

調布市公共施設等総合管理計画を改訂

公共施設等マネジメントの進捗状況や令和4年度に改訂された総務省指針の内容を踏まえ、平成28年度に策定した公共施設等総合管理計画を改訂しました。

閲覧場所／企画経営課(市役所5階)、公文書資料室(市役所4階)、市 ☎ **用** 企画経営課 ☎481-7510

令和5年 春の叙勲

社会の広い分野における長年のご功績により、市内在住の次の方々が勲章・褒章を受章されました(敬称略・順不同)。

春の叙勲

- 瑞宝中級章 片桐 正彦
- 瑞宝中級章 渡邊嘉二郎
- 瑞宝小級章 椎名 三男
- 瑞宝小級章 長江 哲
- 瑞宝単光章 遠藤香世子

危険業務従事者叙勲

- 瑞宝双光章 小林 一広
- 瑞宝単光章 鈴木 清治
- 瑞宝単光章 横井 稔

春の褒章

- 紫綬褒章 井田 良



(総務課)